

安八郡安八町における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車
運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表の通りである。

一般旅客自動車運送 事業用自動車等が停 車又は駐車をす る乗合自動車の停留所の 名称	所在地	停車又は駐車をす る一般旅 客自動車運送事業用自動車 等の範囲	最左欄の停留所における左欄の 停車又は駐車が道路又は交通の 状況により支障がないものとな るようになるため必要と認める 事項	合意状況
結(往路)	安八郡安八町東結1168番地1先	安八郡安八町が実施する一 般旅客自動車運送事業(ア ンピーバス)の用に供する 自動車に限る。	最左欄の停留所における左欄の 停車又は駐車は、左欄に係る運 行時間内に限る。	安八町公共交通会議 において、令和7年 7月25日合意済み
結(復路)	安八郡安八町東結1383番地先			
東安中前(往路)	安八郡安八町東結590番地1先			
安八町役場(復路)	安八郡安八町氷取160番地2先			
南大森(復路)	安八郡安八町大森152番地2先			